

かがわスマートハウス促進事業補助金のご案内

県では、住宅用太陽光発電システム、ZEH、住宅用蓄電システム、住宅用V2Hシステムの設置する場合に、その経費の一部を補助します。

□補助対象 **補助対象の変更あり**

- ① 住宅用太陽光発電システムを設置する場合(既築住宅に設置する場合は対象)(新築住宅への設置は対象外)
- ② ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)を新築または改修する場合
- ③ 住宅用蓄電システムを設置する場合(既築住宅に設置する場合は対象。ただし、新築のZEHに設置する場合は対象とする)

- ④ 住宅用V2Hシステムを設置する場合

※既築住宅とは、住宅の建築が終了し、施主に引き渡され、人が居住している住宅又は人が居住していない場合でも、住宅の建築が終了してから1年以上経過したものとする。

- ・ 工事着工前(建売住宅の場合は引き渡し前)に県の交付決定を受けることが必要です。
- ・ 蓄電システムまたはV2Hシステムは、電力会社と10kW未満の電力受給契約をしている又はしていた太陽光発電システムと連系することが必要です。
- ・ ①と②または③と④の組み合わせについては、補助金の併用はできません。

□補助金額

補助金額の変更あり

- ・住宅用太陽光発電システム **1.3万円/kW**(上限/5万円、千円未満切り捨て)
ただし、増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めた額とする
- ・ZEH **20万円(定額)**※加算要件を追加(以下のいずれかに該当する場合5万円を加算する)
①子育て世帯又は若者夫婦世帯、②複数世帯同居仕様(①及び②を重複して加算することはできません)
- ・住宅用蓄電システム **設備費(パッケージ型番)の1/10**(上限10万円、千円未満切り捨て)
ただし、増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めた額とする
- ・住宅用V2Hシステム **10万円(定額)**

□申請等の手続き

必要書類を、提出期限内に下記の提出先まで送付してください。

詳細は、県ホームページでご確認ください。(https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/taiyokou03.html)

※設置業者など手続代行者による提出も受け付けます。

- ◇ 申請の受付期間: 令和5年4月17日(月) ~ 令和6年1月31日(水)【17時必着】
- ◇ 実績報告書の提出期限: 令和6年3月29日(金)【17時必着】(設置後、速やかに提出ください。)

□提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部環境政策課 地球温暖化対策グループ 電話: 087-832-3851(直通)

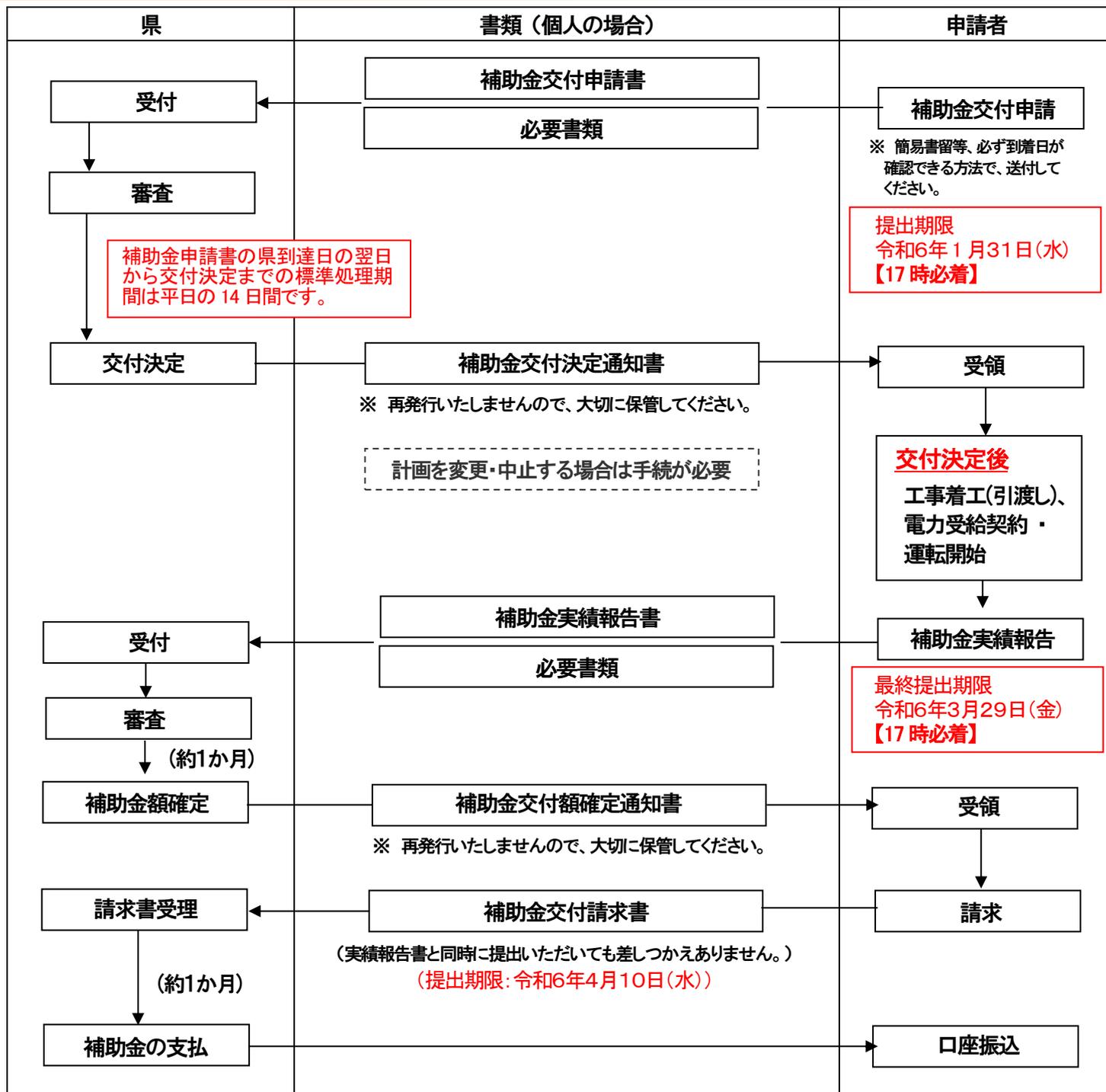
受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除きます。)

・書類の提出は、原則として郵送(配達を確認できる簡易書留など)のみとなります。

□対象となる条件

- ① 県内の住宅(店舗、事務所等との兼用を含む)に未使用の補助対象設備(①～④)を設置(設置された建売住宅の購入を含む)する個人(個人事業主を含む)、法人、または区分所有法で規定する管理者であること
- ② 電力会社と10kW未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の電力受給契約を締結すること
(太陽光発電設備を設置済みの既築住宅を ZEH 住宅に改修する場合を除く)
- ③ J-クレジット制度に基づき県が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会すること
- ④ 県税(個人住民税を含む)の滞納がないこと
- ⑤ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)

□手続の流れ



※ 必要書類の詳細については、県ホームページまたは「手続の手引き」でご確認ください。